

# 令和8(2026)年度 教育研究団体助成 募集要項

教育研究団体助成事業は、学校教育・社会教育の向上発展に寄与する教育団体に対し助成を行う事業です。令和8年度は以下要項のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 佐賀支部

## 2 助成要件

### (1) 助成の趣旨

佐賀県内の教育の振興に寄与すると認められる団体で、特に有益な教育研究（活動）に対して助成し、学校教育・社会教育の向上発展並びに教育環境を整備するための一助とします。

### (2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 実質的に完了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に活動研究ができるもの

### (3) 募集対象

教育研究（活動）団体を対象とします。

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 令和8年度中（令和8年4月1日から令和9年3月31日）に行われる活動等を対象とします。

### (4) 助成件数 18件程度

### (5) 助成金額 1団体50万円以内（団体の規模に応じて）

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- ① 応募する研究者本人の人件費
- ② 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

### (6) 募集期間 令和8年5月18日（月）～令和8年6月30日（火）

### (7) スケジュール

令和8年6月30日	申請書提出期限
令和8年7月中旬	選考
令和8年7月下旬	採否結果の通知
令和8年8月中	助成金交付
令和9年3月末まで	成果報告書提出期限

※ 助成が決定した団体については、研究・活動等の進捗を確認することがあります。

### (8) 応募方法

「教育研究団体助成申請書」を弘済会佐賀支部ホームページからダウンロードして必要事項を記入のうえ、郵送にて弘済会佐賀支部事務局へ提出してください。

### 〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された学校名等を、ホームページ、広報誌等で公表します。

## 3 選考

### (1) 選考方法

- ① 佐賀支部教育振興事業選考委員会の選考後、佐賀支部幹事会の議を経て支部長が助成対象者を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請者に連絡します。なお、採否の理由等、選考についての問い合わせには回答しません。

### (2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 申請活動が、十分な公益性及び社会性を有したものが
- ② 事業の適正性 申請内容が助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性 当支部の助成が必要であるか。また、申請内容が助成要件に定める期間内に応募されているか。
- ④ 事業の実現性 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

## 4 助成対象者の義務等

- (1) 助成対象者は当支部と覚書（助成金30万円以上のみ）を交わします。
- (2) 助成対象者は「成果報告書」を令和9(2027)年3月末までに当支部へ送付してください。その際、領収書（コピー可）を添付してください。
- (3) 当支部発行の「弘済会だより」及び「当支部ホームページ」等に助成対象者名を公表することに同意します。

## 5 その他注意事項

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェック☑をプルダウンで選択します。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 万が一、故意の虚偽記載、重複申請の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (4) 執行残金が生じた場合は返金手続きが必要となります。

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人日本教育公務員弘済会佐賀支部 担当：浦山  
〒849-0916  
佐賀市高木瀬町大字東高木227-1 佐賀県教育会館2階  
〔TEL〕0952-31-4768 〔E-MAIL〕saga@nikkyoko.or.jp  
佐賀支部ホームページアドレス <https://www.kyoko-saga.jp>